

児童手当用語集

項番	用語	説明
1	児童	高校生年代（18歳年度末）までの者をいいます。
2	父母等	児童が請求者及び自身の子（養子縁組した場合も含む）である場合や、請求者自身が児童の未成年後見人又は父母指定者である場合をいいます。
3	父母指定者	児童の父母もしくは未成年後見人が外国に居住していて、児童は日本に居住している場合、生計を維持している父母等に指定された者をいいます。
4	養育者	児童手当では、児童の父母以外の親族等で児童を養育している者をいいます。
5	監護	児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行なっていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。 →日常生活において児童の世話や保護を行なっていること
6	生計同一	父母等の場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合をいいます。 （例）父母等の収入により生活をしている場合 等
7	生計維持	児童が請求者自身の子でない場合で、請求者自身がその子の生計を維持している場合をいいます。
8	海外留学	国外に住所を移した日の前日まで3年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が、教育を受けることを目的として外国に移住することをいいます。（日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内に限り、（大学生年代の子の場合は4年）当該者が父母等と同居する場合を除きます。）
9	監護相当	監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。
10	生計費の負担	父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。